

きょうだい児多子軽減届出書

の提出について

就学前のきょうだい児が特定の施設・事業に在園している場合に、利用料の軽減(0～2歳児クラス)または副食費免除の対象(3～5歳児クラス)となる場合があります。

下記の表の施設・事業については、横浜市で在園の状況を確認できないため、「きょうだい児多子軽減届出書(裏:在籍等証明書)」を提出いただくことにより、多子軽減の対象施設に該当することを確認しています。

特定の施設・事業のうち、多子軽減届出書の提出が必要な施設

幼稚園(私学助成園を利用中で利用施設届出書を提出していないお子さんの場合)
横浜保育室／特別支援学校幼稚部／児童心理治療施設通所部／
児童発達支援及び医療型児童発達支援／居宅訪問型児童発達支援／
企業主導型保育事業／横浜市年度限定保育事業

- 「きょうだい児多子軽減届出書(裏:在籍等証明書)」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます(区役所こども家庭支援課でも配布しています)。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

- 利用する施設・事業が決まった後に提出してください。
- 上記の表の施設を利用し多子軽減の対象となった児童がその施設を退所された場合は、「認定変更申請書」を提出してください。

【提出先】

多子軽減の対象児童(下のお子さん)が利用する保育所等のある区の

区役所こども家庭支援課

(市外局番:045)

区名	住所	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051 西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782